

記入内容の確認

規制改革推進室

1 内容入力

2 確認

3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

○提案事項名(タイトル)

(50字以内におまとめ下さい。)

税務訴訟における補佐人制度の緩和

※必須

○提案の具体的な内容と提案理由
(1000字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。)

※必須

税理士法2条の2に規定する税務訴訟における補佐人制度は、税理士は訴訟代理人である弁護士がいなければ補佐人になることができず、また、陳述はできるが尋問はできないという制限的な制度となっている。よって、「納税者が本人訴訟をした場合にも単独で補佐人となることができ」、「陳述だけでなく尋問もできる制度」に改正すべきである。

税務訴訟においては、平成13年の税理士法改正により税理士に出廷陳述権が制度化された。この背景には、租税に関する争訟においては高い専門性が要求とされるため、税務の専門家である税理士の力が必須とされたことがある。実際、税理士が補佐人として裁判に参画してから納税者の勝訴率も向上している。

しかし、現行の補佐人制度は、「弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる」とされており、「本人訴訟においては補佐人となれず」、「尋問もできない」制限的な制度となっている。

また「弁護士とともに」となると、費用対効果面からは、課税庁の処分不服がある場合でも否認税額が弁護士報酬等より少額であれば訴訟申立を断念せざるをえず、広く納税者の権利を救済することができない。

よって、国民の利益を考えると少なくとも本人訴訟時に税理士が単独で補佐人となれる制度にすべきである。

さらに、税理士の出廷陳述権が制度化され10年超経過し、実際の訴訟の現場では、補佐人税理士の求めにより、裁判官の裁量により尋問を認める例がでてきており、これを法により制度化すべきである。

なお、将来的には、税理士制度の本質が納税者の代理人とし納税者の権利を擁護することに鑑み、税務訴訟においては税理士が単独で訴訟代理権を持つべきであろう。

○当該規制の根拠となっているもの

(不明の場合は「不明」を選択して下さい。)

法律や政令

※必須

○上記の具体的な根拠法令等
(おわかりであれば)

○提案者

(個人または会社・団体)

※必須

会社・団体

会社名・団体名を御記入下さい。

(個人の場合は「個人」と御記入下さい。)

※必須

全国青年税理士連盟

○会社名・団体名の公表の可否

(個人の場合は「個人(非公表)」を選択して下さい。)

※必須

公表

○提案者氏名(非公表)

(会社・団体の場合は「担当者名」を御記入下さい。)

法対策部長 水野誠

※必須

○電話番号(非公表)
(できましたら御記入下さい。) 03-3354-4162

○電子メールアドレス(非公表)
※必須 zensei@khaki.plala.or.jp



[このページの先頭へ](#)

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号 03-5253-2111(大代表)

Copyright©2010 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.